

小諸市公共工事の前金払等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の行う保証に係る公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）をする場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる工事に要する経費は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事で、その工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費
- (2) 1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事の設計及び調査で、その設計及び調査の材料費、労務費、機械購入費（当該設計及び調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
- (3) 1件の請負代金の額が50万円以上の測量で、その測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(前払金の額)

第3条 前払金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に掲げる経費については、請負代金額の10分の4以内の額とする。
 - (2) 前条第2号及び第3号に掲げる経費については、請負代金額の10分の3以内の額とする。
- 2 前金払いをした後において、変更等の事由により請負代金額を減額した場合においては、さきに支払った前払金の額を超えない範囲において、前項第1号に掲げる経費については変更後の請負代金額に対し10分の5の割合に達するまで、同項第2号に掲げる経費については変更後の請負代金額に対し10分の4の割合に達するまでは、それぞれこれを前金払いとして認めることができる。
- 3 予算執行者は、契約締結に当たり財政事情等を十分考慮して前金払の割合を定めなければならない。

(中間前金払の対象)

第4条 中間前金払の対象となる工事は、第2条第1号及び前条第1項第1号の規定により既に前金払をした工事であって、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行なわれていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前払金の額)

第5条 中間前払金の額は、請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、その額は請負代金額の10分の6に相当する額から既に支払った前払金の額を控除した額を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項に規定する割合の範囲内において限度額を超えて支払うことができる。

(中間前金払の認定)

第6条 請負者は、中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定請求書(様式第1号)を市長に提出し、認定を受けなければならない。

- 2 市長は、中間前金払認定請求書が提出されたときは、その内容を審査し、第4条各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、速やかに中間前金払認定書(様式第2号)を請負者に交付するものとする。

(前払金等の請求及び支払い)

第7条 請負者は、前払金及び中間前払金(以下「前払金等」という。)を請求するときは、前払金(中間前払金)請求書(様式第3号)に公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184条)第2条第5項に規定する保証契約に係る保証証書(以下「保証証書」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金等を支払うものとする。
- 3 前払金等を請求する額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(保証証書の寄託及び保管等)

第8条 市長は、前条第1項により保証証書の寄託を受ける場合は、請負者に預り証(様式第4号)を発行し、保証証書の原本を指定する職員に保管させるものとする。

- 2 保証証書は、当該工事が完成し、請負者の債務が完済された後に、預り証と引換

えに当該請負者に返還するものとする。

(前金払等の明示)

第9条 前金払等の対象となる工事は、小諸市財務規則（昭和55年小諸市規則第16号）第106条の規定による入札の公告又は同規則第117条の規定による指名の通知において、その旨を明示するものとする。

(前金払等に関する特約)

第10条 前金払等の対象となる工事に係る契約には、前金払等に関する事項を特約として付するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う工事に係る契約から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行し、改正後の小諸市公共工事の前金払に関する取扱要領の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年1月27日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

中 間 前 金 払 認 定 請 求 書

工 事 名	
工事箇所名	
工 期	
契 約 金 額	
契約年月日	
備 考	

上記工事について、建設工事請負契約約款第 3 5 条第 3 項の規定により、
中間前金払の認定を請求します。

（あて先）小諸市長

年 月 日

請負者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

【添付書類】

- ①工事工程表（施工内容がわかるもの）
- ②工事写真等

様式第 2 号（第 6 条関係）

中 間 前 金 払 認 定 書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 箇 所 名	
工 期	
契 約 金 額	
契 約 年 月 日	
備 考	
上記工事について、その進捗を確認したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。 年 月 日 小諸市長 ⑩ (発注部課等名)	

様式第 3 号（第 7 条関係）

前 払 金（中 間 前 払 金）請 求 書

年 月 日

（あて先）小諸市長

請負者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 ⑩

下記のとおり、工事請負代金に係る前払金（中間前払金）を請求します。

記

金 円

※工事請負代金額の 10 分の 以内相当額（1 万円未満の端数切捨て）

1 工 事 名

2 請負代金額 金 円

3 支払口座等

金融機関名	
預金の種類	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

4 保 証 内 容 保証証書に記載のとおり

様式第 4 号（第 8 条関係）

保 証 証 書 預 り 証

第 号
年 月 日

様

小諸市長 ⑨

下記のとおり保証証書をお預りします。

記

- 1 保証契約者

住所
商号又は名称
氏 名
- 2 工事(業務)名
- 3 保証会社名
- 4 保証契約番号

第 号
- 5 保証期間

年 月 日から
年 月 日まで
- 6 保証金額

金 円